



新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (10月14日時点)

オミクロン株対応ワクチンの接種

国の方針に基づき、従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンの接種を開始しています。

▼**接種対象** 1・2回目接種を完了した12歳以上の人で、最終の接種(2～4回目接種のいずれか)から5カ月以上経過した人

▼**接種場所** 市内医療機関

※接種対応医療機関一覧は接種券に同封するほか、市ホームページにも掲載。

▼**接種券** 最終の接種から4カ月以上経過した人へ送付します。すでに3・4回目接種用の接種券を持っている人は、手元の接種券を使用してください。

※接種間隔は今後変更となる可能性があります。この場合、送付時期も変更します。

▼**その他** 国の方針に基づき、10月中旬から、オミクロン株(BA.4-5)対応ワクチンの各自治体への配送が開始されます(市内では、10月下旬以降の接種開始を予定)。

県営広域接種会場の設置

オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種のスピードアップを目指すため、県が広域接種会場を設置します。

▼**接種対象** 1・2回目接種を完了した18歳以上の人で、最終の接種から5カ月以上経過した人

▼**実施日時** 11月5日(土)～12月18日(日)の土・日曜日、午前9時30分～午後6時30分(11月19日・20日を除く)

▼**接種場所** 柴田学園大学(清原1丁目)体育館

▼**予約方法** ①コールセンター…(☎0570-001-187、午前9時～午後8時〈土・日曜日、祝日も可〉)、②インターネット

▼**使用するワクチン** モデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン



■**問い合わせ先** 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み)、その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎38-3190)

子育て世帯を
力強く支援します

子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援する観点から、対象者に給付金を支給します。

▼**支給額** 児童1人につき2万5,000円

▼**対象の児童** 平成16年4月2日～令和4年9月30日に生まれた児童(結婚している人は除く)

▼**支給対象者** 次のいずれかに該当する人

①令和4年9月分(令和4年9月に出生した児童については令和4年10月分)の児童手当(特例給付を除く)を弘前市から受給する人

②令和4年9月分(令和4年9月に出生した児童については令和4年10月分)の児童手当(特例給付を除く)を受給する公務員で、令和4年8月31日または令和4年9月30日に弘前市内に住所があった人

③令和4年9月30日に弘前市に住所があり、かつ、平成16年4月2日～平成19年4月1日に出生した児童のみを養育する児童手当の所得制限限度額内の収入相当である人

▼**申請** 申請が必要な人…支給対象者②と③の人/申請が不要な人…支給対象者①の人

▼**申請方法** 申請が必要であると見込まれる人には、10月中旬に申請書の様式を送付します。支給対象者の要件を確認の上、同封の返信用封筒で申請書を郵送してください。

※支給対象者に該当すると思われる人で申請書が届いていない人は、問い合わせを。

▼**申請期限** 12月31日(土・消印有効)

▼**支給日** 申請が不要な人…10月28日(金)に児童手当等の受給口座に振り込み済み(令和4年9月に出生した児童の分については11月以降の振り込み)/申請が必要な人…11月中旬の支給開始を予定。以降、申請書が到着してからおおむね1カ月以内の金曜日に支給となります。

■**問い合わせ先** こども家庭課家庭給付係(☎40-7039)



認可保育所・認定こども園(保育部分)
令和5年4月の利用申し込みを
受け付け(2月・3月も含む)

認可保育所や認定こども園を利用する場合、市への申し込みが必要です。

※幼稚園や認定こども園の教育利用、企業主導型保育施設などの認可外保育施設は、各施設へ申し込みを。

■**問い合わせ先** こども家庭課保育係(☎35-1131)

申し込みの早い遅いは
利用の可否に影響しません

| | |
|--------------|---|
| 申し込みできる人 | 就労や病気などにより家庭での保育が困難である保護者 |
| 受付窓口 | こども家庭課(市役所1階)、岩木総合支所民生課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課(五所字野沢) |
| 受付期間 | 窓口…12月1日(木)～28日(水)の平日(午前8時30分～午後5時) ※10日(土)・11日(日)も、こども家庭課でのみ午前8時30分から午後5時まで受け付けます。 郵送…12月21日(水・必着) |
| 申し込みの際に必要なもの | ①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、②保育が必要であることを証明するもの【表1】、③必要に応じて、保育料を決定するための提出書類【表2】、④本人確認ができるもの(運転免許証など)、⑤マイナンバーの番号確認ができるもの(通知カードなど) |
| 利用調整(選考) | 各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否を決定します。 |

詳細は、市ホームページや案内冊子で確認を。なお、市内の施設一覧表や申込書類、案内冊子は、受付窓口・各認可保育所・認定こども園または市ホームページで入手・閲覧できます。

■**保育所等の見学について** できる限り事前に見学(園から直接説明を受けること)をし、子どもに合った保育所等を選択することをおすすめします。

【表1】保育が必要であることを証明するもの(次のいずれか)

| 保育を必要とする理由 | 提出書類 |
|------------------------------|---|
| 就労(月48時間以上) | ●雇用されている人 ●自営・農業の人(実家手伝い、内職を含む) 就労証明書の原本(市の指定様式を使用) ※育児休業明けの場合は、育児休業期間と復職予定日が記載されていること。 |
| 保護者が産前産後の場合 | ①母子健康手帳の表紙と分娩予定日記載ページのコピー ②誓約書兼求職活動報告書(市の指定様式を使用) |
| 保護者が疾病等により長期療養を要したり、障がいがある場合 | 疾病 障がい 医師の診断書の原本(市の指定様式を使用/保育が困難であることが記載されているもの) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護(療養)手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー |
| 保護者が病人や障がい者などの看護や介護をしている場合 | 介護・看護状況申告書(市の指定様式を使用) |
| 災害で罹災(りさい)した自宅等の復旧活動を行う場合 | 罹災証明書の原本 |
| 職業訓練校、大学、専門学校などに通学している場合 | ①就学(職業訓練)状況証明書(市の指定様式を使用) ②誓約書兼求職活動報告書(市の指定様式を使用) |
| 求職活動を継続的に行っている場合 | ①誓約書兼求職活動報告書(市の指定様式を使用) ②求職活動を証明するもの(ハローワーク受付票、求人票のコピーなど) |

※家族状況に応じ、保護者以外の同居者(祖父母等)についても証明書などを提出していただく場合があります。

【表2】保育料を決定するための提出書類(一部のみ掲載しています)

| 書類の提出が必要な場合 | 提出書類 |
|--|----------------------|
| 児童の就学前の兄弟姉妹が次の施設を利用している ○特別支援学校幼稚部 ○児童心理治療施設 ○児童発達支援または医療型児童発達支援を利用 | 在園証明書の原本 |
| 児童本人または同居者が下記の手帳等の交付を受けている ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○愛護(療養)手帳 ○特別児童扶養手当証書 ○障害基礎年金証書 | 手帳等のコピー |
| 令和4年1月1日に弘前市に住民登録がない人 | 令和4年度所得課税証明書(父母それぞれ) |

令和4年1月1日
に住民登録して
いた市区町村から
交付を受けてください